

豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、特定既存耐震不適格建築物（用途が住宅であるものを除く。）の耐震診断を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時における特定既存耐震不適格建築物の倒壊等による被害を軽減し、市民の安心安全な建築物を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助事業 特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による耐震診断に要する費用の補助に関する事業（以下「耐震診断費補助事業」という。）をいう。
- (2) 特定既存耐震不適格建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条に規定する建築物で、次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ア 豊橋市内にある建築物であること。
 - イ 昭和56年5月31日以前に新築工事が着工された建築物であること。
- (3) 耐震診断技術者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行うものは、一級建築士であること。
- (4) 耐震診断者 前号に掲げる耐震診断技術者が所属する、建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所及び市長がこれと同等と認める者をいう。
- (5) 耐震診断 前号に規定する耐震診断者が、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。
- (6) 施行者 耐震診断補助事業を行う特定既存耐震不適格建築物の所有者、その他市長が同等と認める者をいう。
- (7) 所有権等 次のいずれかをいう。
 - ア 所有権
 - イ 建物の所有を目的とする地上権、賃借権による権利

(補助の対象)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 次項に規定する建築物の施行者であること。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (3) 豊橋市税を滞納していない者であること。
- 2 この要綱に定める事業の対象となる建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 特定既存耐震不適格建築物であること。ただし、用途が住宅であるものを除く。
 - (2) 建物所有者と建物使用者が異なる場合は、所有権等を有する者全員の同意を得たものであること。
 - (3) 過去に本要綱に基づく補助金の交付を受けていないもの。

(事前相談)

第5条 耐震診断費補助事業の施行者が、補助金の交付を受けて耐震診断を行おうとする場合は、あらかじめ豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金に係る事前相談書(様式第1号)を提出しなければならない。

(補助金の額等)

第6条 耐震診断費補助事業の補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第7条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金交付申請書(様式第2号)とし、市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第8条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 耐震診断の契約及び着手は、規則第5条第2項に定める補助金の交付決定通知後とすること。
- (2) 申請建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の建築基準関係規定に適合しているものであること。

(交付申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

- 2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをする場合は、豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金交付取下書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(計画の変更等)

第10条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助事業計画変更等申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告)

第11条 申請者は、耐震診断が完了したときは、事業完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日(ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。)のいずれか早い日までに、規則第10条第1項に基づく実績報告として豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助事業実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 申請者は、規則第11条に基づく通知を受けた日の属する年度の3月31日までに、豊橋市特定既存耐震不適格建築物耐震診断費補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

| 事 業 | 補助対象経費 | 補助金の交付額 |
|-----------|---|---|
| 耐震診断費補助事業 | 耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費。 ただし、次に定める額を限度とする。 ・床面積 1,000 m ² 以内の部分に対して、1 m ² あたり 3,600 円を乗じた額。 ・床面積 1,000 m ² を超えて、2,000 m ² 以内の部分に対して、1 m ² あたり 1,540 円を乗じた額。 ・床面積 2,000 m ² を超える部分に対して、1 m ² あたり 1,030 円を乗じた額。 | 対象経費の3分の2以内の額。 （その額に 1,000 円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。） |